



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

●東京都告示第八百二十九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年六月六日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区丸の内一丁目一番三の一部、平成三十年五月
 同番三十七、同番三十八、同番五十七
 から同番五十三まで、同番五十七か
 ら同番六十一まで、同番六十四、同
 番六十五、同番六十七の一部、同番
 六十八及び同番六十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
 第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百三十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

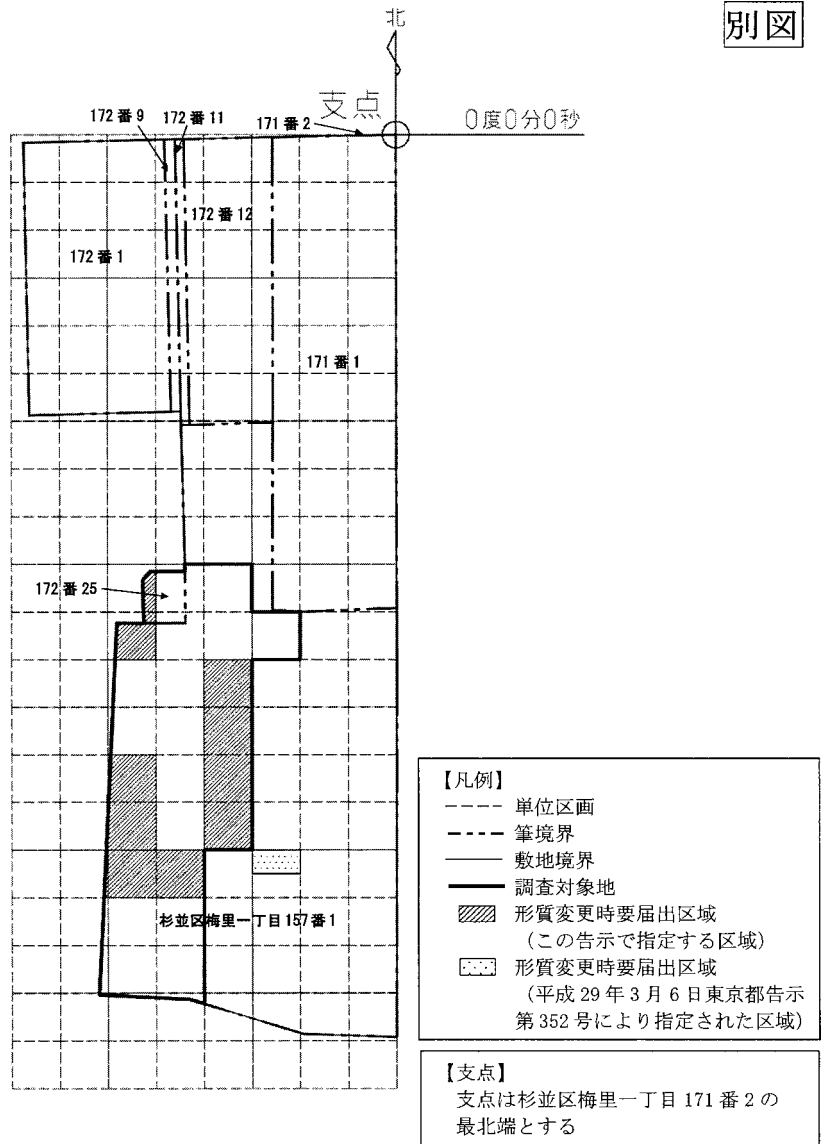
平成三十年六月六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(杉並区梅里一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 - - - 単位区画
 - - - 筆境界
 — — — 敷地境界
 — — — 調査対象地
 ▨ 形質変更時要届出区域
 (この告示で指定する区域)
 ▩ 形質変更時要届出区域
 (平成29年3月6日東京都告示
 第352号により指定された区域)

【支点】
 支点は杉並区梅里一丁目171番2の
 最北端とする

【格子の回転角度(0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百三十一号

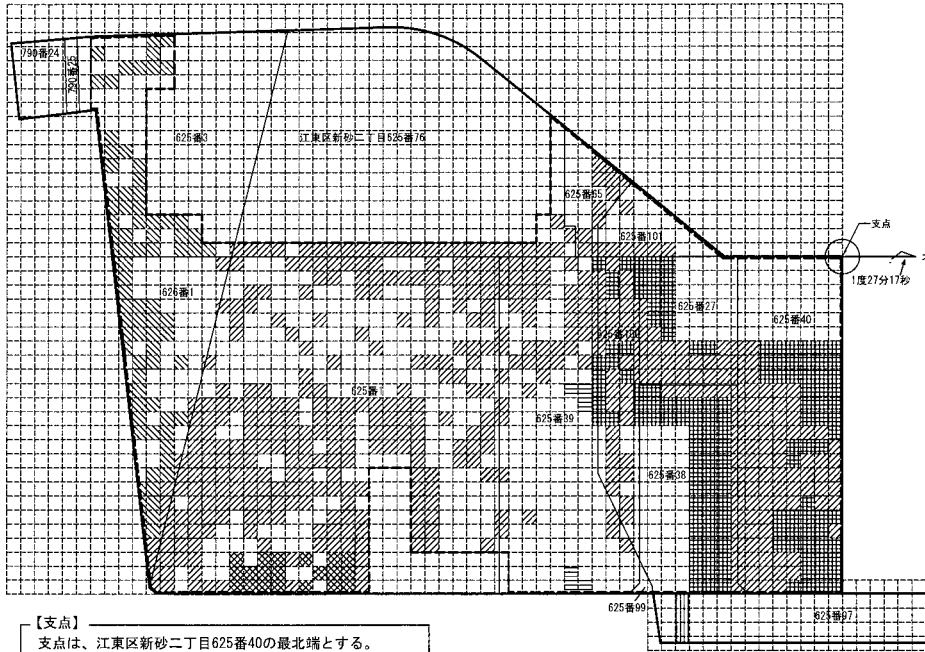
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月六日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- : 調査対象地
- : 筆境界
- [Hatched Pattern] : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- [Grid Pattern] : 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第676号により指定した区域)
- [Horizontal Lines] : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1853号により指定した区域)
- [Cross-hatch Pattern] : 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第975号により指定した区域)
- [Diagonal Lines /] : 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号により指定した区域)
- [Diagonal Lines \] : 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号により指定した区域のうち、規則第58条第5項第11号に該当する区域)

【支点】
支点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度(1度27分17秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百三十二号

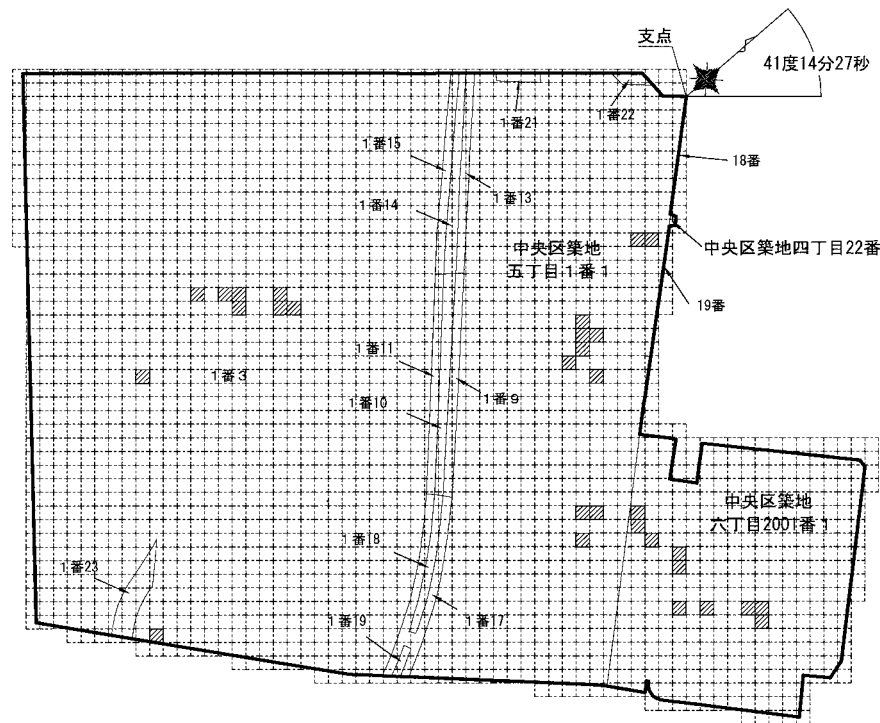
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月六日


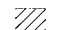
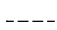

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区築地五丁目及び同区築地六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

-  敷地境界
-  形質変更時要届出区域
-  単位区画線
-  筆境界線

〈支点〉
 支点は、中央区築地五丁目1番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百三十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

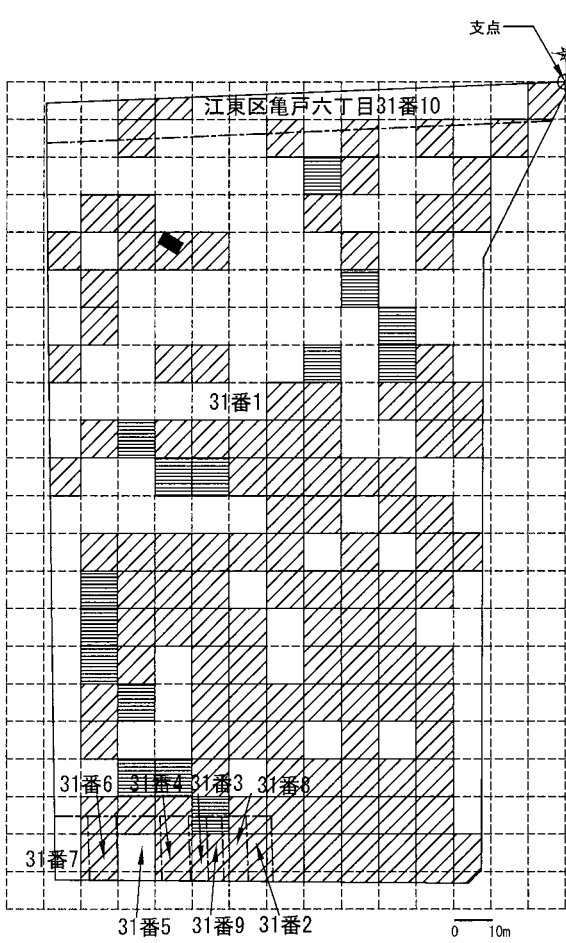
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区亀戸六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



- 凡 例
- 指定を解除する区画
 - 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第406号により指定された区域)
 - 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1724号により指定した区域)
 - 単位区画
 - 敷地境界
 - 筆境界

【支点】
支点は、江東区亀戸六丁目31番10の最北端とする。

【格子の回転角度(85度18分4秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年六月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市東町四丁目九十一番二及び百二十番二十四
文京区後楽一丁目四番十四号後楽森ビル十二階
株式会社松家不動産
代表取締役 吉成 三夫

西東京市ひばりが丘北三丁目二千六百五番三から同番六まで、二千六百六番二、同番七、二千六百八番二及び同番十一から同番十七まで
西東京市ひばりが丘北三丁目一番二十八号
金子 すみ江

小平市花小金井三丁目百二十四番十三から同番十五まで及び同番三十九
西東京市南町五丁目五番十三号
株式会社藤和ハウス
代表取締役 河野 祥子

小平市小川町二丁目千二百二十番一、千二百二十一番、千二百二十二番及び千二百二十三番三
小平市鈴木町一丁目四百七十番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年六月六日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 (仮称) ビバホーム豊島店

二 店舗所在地 北区豊島四丁目一番地四十ほか

三 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式会社

四 意見

ア 聴取者 北区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年五月九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年六月六日から同年七月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

